

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 土壤汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定の一部解除  
【環境局環境監視部環境監視課】 2
- 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【  
環境局環境監視部環境監視課】 3

### ◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定【保健福祉局保健衛生部食肉センター】 4

### ◇ 公営競技局

- 北九州市モーターボート競走実施条例施行規程の一部を改正する規程  
【公営競技局ボートレース事業課】 5

北九州市告示第412号

特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定（平成28年北九州市告示第377号）により指定した区域について、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により当該区域の一部の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示によりその指定の一部を解除する形質変更時要届出区域に係る同法第15条第1項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

平成30年10月4日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 指定の一部を解除する形質変更時要届出区域  
北九州市小倉北区高見台1223番2、2803番2、2838番2及び2840番8並びに中井口2番1の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
テトラクロロエチレン、ベンゼン、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びにポリ塩化ビフェニル（PCB）
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置  
詳細調査の実施

北九州市告示第413号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第15条第1項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

平成30年10月4日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定する形質変更時要届出区域

北九州市若松区向洋町11番1の一部並びに11番3、11番5及び11番6

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

北九州市公告第671号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年10月4日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量  
北九州市立食肉センター電力供給 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市保健福祉局保健衛生部食肉センター  
北九州市小倉北区末広二丁目3番7号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年9月4日
- 4 落札者の名称及び住所  
九州電力株式会社  
福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
- 5 落札金額  
2,887万1,036円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成30年7月13日
- 8 落札方法  
最低価格による。

北九州市公営競技局管理規程第41号

北九州市モーターボート競走実施条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年9月28日

北九州市公営競技局長 上野孝司

北九州市モーターボート競走実施条例施行規程の一部を改正する  
規程

北九州市モーターボート競走実施条例施行規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

目次、第7章の章名及び同章第2節の節名中「取締り」を「取締り等」に改める。

第55条の次に次の2条を加える。

（本人からの申請による入場の禁止）

第55条の2 管理者は、管理者が別に定める書面により舟券の発売日に競走場及び場外発売場への入場を禁止するよう申請があったときは、管理者が別に定める期間中、当該申請を行った者に対して、舟券の発売日に競走場及び場外発売場への入場を禁止することができる。

（家族等からの申請による入場の禁止）

第55条の3 舟券の購入により日常生活又は社会生活に支障が生じている疑いのある者の家族等（当該疑いのある者と同居する成年者である親族（配偶者並びに6親等内の血族及び3親等内の姻族をいう。）その他管理者が別に定める者をいう。次項において同じ。）は、管理者が別に定める書面により当該疑いのある者の舟券の発売日の競走場及び場外発売場への入場を禁止するよう申請することができる。

2 管理者は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る入場を禁止されようとする者（以下この条において「入場禁止候補者」という。）が舟券の購入により日常生活又は社会生活に支障が生じている状態であると認めるときは、入場禁止候補者及び同項の規定による申請を行った家族等（第4項から第6項までにおいて「申請家族等」という。）に対して、入場禁止候補者の舟券の発売日の競走場及び場外発売場への入場を禁止する旨及びその期間を通知して、入場禁止候補者の舟券の発売日の競走場及び場外発売場への入場を禁止することができる。

3 前項の規定による通知を受けた入場禁止候補者は、入場の禁止を不服とするときは、同項の規定により通知された期間の初日の前日までに書面をもって管理者に対して、意見を申し出ることができる。

4 管理者は、前項の規定による意見に理由があると認めるときは、第2項の規定による入場の禁止を取り消すこととし、入場禁止候補者及び申請家族等にその旨を通知する。

5 管理者は、第2項の規定により入場を禁止された者又は申請家族等から管理者が別に定める書面により当該者の入場の禁止を解除するよう申請があった場合において、管理者が別に定める事由に該当するときは、当該者の入場の禁止を解除することができる。

6 管理者は、第1項又は前項の規定による申請があったときは、それぞれの申請の内容を疎明するに足りる資料の提出を入場禁止候補者、同項に規定する入場を禁止された者又は申請家族等に求めることができる。

第56条中第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 第55条の2又は前条第2項の規定により入場を禁止された者  
付 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。